

いじめのない筑紫野市をみんなで作ろう!

中学生のみなさんへ

筑紫野市では、今年9月に、「筑紫野市いじめ防止基本方針」をつくりました。いじめから子どもを守るため、大人も子どもも、ともに、「いじめ しない させない みのがさない」という強い決意でいじめを防いでいきましょう。

この方針では、子どもが主体となっていていじめのない子ども社会を形成するため、子どもとして次のようなことに取り組むことが求められています。

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心もち、自ら主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

「いじめ」とは、子どもが、他の子どもから、いやなことをされたり言われたりしたこと（インターネットを通じて行われるものも含む）で、心身の苦痛を感じているものをいいます。いじめは、いじめられた子どもの命をうばうこともあります。自分の命と同じように友だちの命もかけがえのないものです。次のようなことを自分がされたり、されている友だちがいたら、いじめと考えて、先生や家の人などにすぐに知らせましょう。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたりする。
- 持ち物を壊されたり、捨てられたりする。 等

また、筑紫野市には、子どもを守るために、「子ども条例」があります。この条例では、①生きる権利、②育つ権利、③参加する権利、④守られる権利の4つの子どもの権利が守られるとされています。もちろん、いじめからも守られます。

いじめや友人関係のことなど、困ったり、悩んだりしたときは、そのままにせず、家の人や学校の先生、地域の民生委員・児童委員の方などに相談しましょう。

◎ 筑紫野市では、下のところにも相談できます。

- | | |
|--------------|---------------------|
| ○ヤングテレホンちくしの | 電話923-7773 |
| ○家庭児童相談室 | 電話921-1308 |
| ○子どもの権利救済委員会 | 電話923-1111 (子育て支援課) |

